

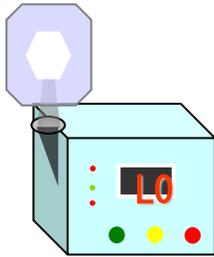
呼気中アルコール測定装置の校正

～JCSSエタノール標準ガスの濃度範囲～

運送事業者に対する運転者の酒気帯びの有無の
確認及び記録が義務付けられています*

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
(H23年5月)

あなたの使用している呼気中アルコール
測定装置は本当に精確ですか？



正しく測定するには
高い精度のエタノール標準ガスによる
校正が必要です

酒気帯び運転：0.15 mg/L (呼気中アルコール濃度)

< JCSSエタノール標準ガス >

20～500 vol ppm (0.04～0.94 mg/L, 25°C換算)

呼気中アルコール測定装置の校正・性能評価に対応します



一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

東京事業所 化学標準部

〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地

TEL:0480(37)2601 FAX:0480(37)2521

E-mail csd@ceri.jp URL <https://www.cerij.or.jp>